

学生を中心とした自発的な公共交通利用促進活動の実践者育成プログラム業務委託 仕様書(案)

I. 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、仙台市契約規則に従い、発注者の仙台市が、受注者に業務委託する「学生を中心とした自発的な公共交通利用促進活動の実践者育成プログラム業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

2. 通則

- (1) 本業務は、仙台市契約規則に基づくほか、業務委託契約書、本仕様書によって行う。関係する法令、条例等を遵守するものとする。
- (2) 受注者は、本業務を行う場合、常に仙台市と綿密な連絡を取るとともに、仙台市の指示に従わなければならない。
- (3) 受注者は、本業務の遂行にあたり、仙台市から提供する情報については、下記の事項を厳守すること。
 - 1) 受注者は、仙台市から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。
 - 2) 受注者は、仙台市から提供のあった情報を指示した目的以外の仕様をし、又第三者への提供をしてはならない。
 - 3) 受注者は、情報を記録した書類、また磁気ファイルの複写、および複製をしてはならない。
 - 4) 受注者は、情報について事故が発生した場合、速やかに仙台市に報告をしなければならない。
 - 5) 受注者は、情報の保護管理について、仙台市の検査を受けなければならない。
 - 6) 前各号に掲げる事項に関する定めを違反した場合、仙台市は本契約解除等措置及び損害賠償請求をすることができる。
- (4) 受注者は、本業務の着手前に、作業計画書を仙台市に提出し、承認を受けなければならない。なお、作業計画書には次の事項を包含すること。
 - ① 着手届、業務履行計画表
 - ② 業務担当者届
- (5) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに仙台市に連絡し、その指示に従うものとする。
- (6) 本業務は、成果品及び完了届、その他完成に必要な図書を提出し、業務完了の確認または成果品の検査に合格した場合には、完了と認める。ただし、完了後に成果品に隠れた誤り等が発見された場合には、受注者は監督員の指示により速やかにその修正または再作業を行うものとする。

II. 業務内容

1. 業務の目的

仙台市ではこれまで、公共交通利用促進を目的として、「せんだい都市交通プラン」に基づき“せんだいスマート”をキャッチフレーズに転入者・大学生・小学生・企業向けモビリティ・マネジメント（以下「MM」という）など、公共交通利用促進のソフト施策を推進してきた。

しかし、紙媒体による一方通行の情報発信であるため、一時的で限定的なものになりがちであ

り、市民全体への意識の広がりという点で課題がある。また、公共交通の利用低下により事業維持が難しいことの認識を共有しつつ、市民の意識・ライフスタイルを変えていくためには、市民主体の取り組みが必要である。

本業務は、市民の目線に立った公共交通利用促進の取り組みを、自発的かつ継続的に行うことができる仕組みを作り、市民協働で実施していくことを目的とする。

業務の目的を達成するため「実践者育成プログラム」として、具体的には、学生を中心としたチームが利用促進の取り組みを検討し、計画したプロジェクトの実施を通じて、自らが実践者として育ち、合わせてターゲットとなる市民等の公共交通利用を促す意識の醸成を図る取り組みを実施する。また、継続しての事業が不可欠であることから、取り組みが持続する仕掛けづくりを検討する。

2. 参加者の主体

自発的かつ継続的な活動が求められることから、「実践者育成プログラム」の中心となる市民等は、公共交通の利用割合が高く、多くのチャンネルを持ち、行動力、発信力、時間のある学生を中心としたチームとする。

3. 業務の内容

(1) 学生を中心としたチームでの検討作業の参加者の募集

公共交通の利用促進の取り組みに意欲があって、年間を通して継続して行う検討作業に参加する市民等（大学生が中心）を募集する。

(2) 実践者育成プログラムの実施

① 全体の手順やスケジュール、教え込み作業、検討作業等の実施計画を行う。

② 公共交通に関する知識の教え込み作業の実施

作業実施時に必要となる会場、講師となる専門家の手配などを行う。

<教え込み作業の主な内容>

- ・ 市や交通事業者からの公共交通に関する情報を提供し、参加者の知識の習得を図る。
- ・ 公共交通利用促進に参画する機運の醸成や、参加意欲が湧き、ステップアップする仕掛けがある内容とする。
- ・ 公共交通の利用促進を自ら行える実践者育成に資するような様々な分野に関する講座を行う。

③ 公共交通利用促進をテーマに検討作業を実施する。参加者が事業計画立案を行うためファシリテーターとして検討作業をコーディネートしプロジェクトの実施をサポートする。

<検討作業の内容>

- ・ 公共交通利用促進を図るため、アイデアを実際にプロジェクトとして実践するため事業計画を立案する。
- ・ 検討した事業計画をもとにプロジェクトを実施する。
- ・ プロジェクト実施の振り返りと、次の展開のアイデアを検討する。

(3) 市民等への情報発信

公共交通の利用を促す機運の醸成を図るため、学生を中心としたチームの活動結果を、広く市民等に向け情報発信や、イベント等の機会を設けること。

(4) その他、必要な支援

参加者から出たアイデアを実践するための事業計画のブラッシュアップや費用の支援（活動費、情報発信のための印刷費等）などのそれぞれのテーマに応じた支援を行う。また、振り返りや次の展開のアイデアの検討に関しても必要に応じ支援する。

4. 打合せ

業務着手時及び成果品納品時の他、実践者育成プログラムの進行調整等に必要な打合せは随時するものとする。なお、業務着手時及び納品時の打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。

Ⅲ. 成果品等

1. 成果品

成果品については、下記を基本とし、仙台市と十分な打合せの上、次の部数を提出するものとする。なお、報告書には、業務に係る打合せ記録、作成資料を含むものとする。

- ① 業務委託報告書（A4版） 3部
- ② 業務委託報告書（電子データ） 一式
- ③ その他関係資料（ファイル綴り又は電子データ） 一式

※ 電子データは、CDまたはDVD等に格納し、提出すること。

2. 成果品の帰属及び著作権

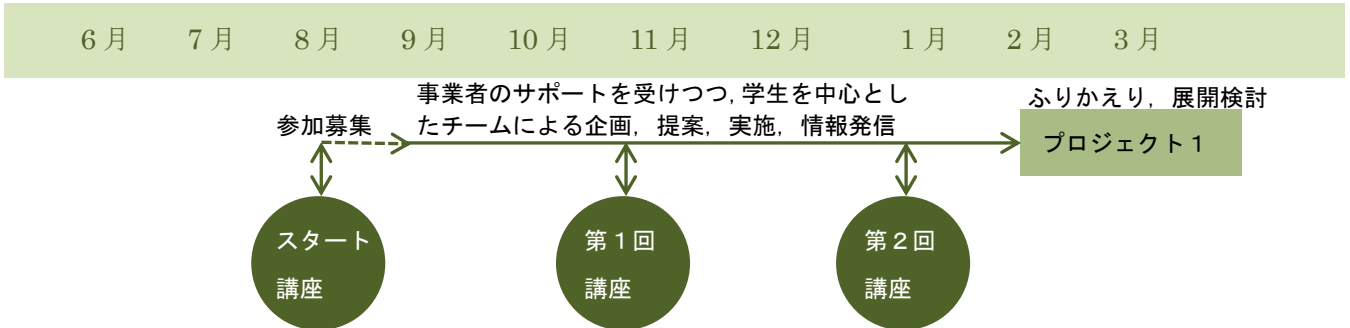
成果品については、発注者の所有とし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与、使用等をしてはならない。

Ⅳ. 履行期間

本業務の履行期間は、契約日より平成31年3月25日までとする。

【参考】全体スケジュール（イメージ）

[平成 30 年度] 公共交通に関する知識の教え込み作業，学生を中心としたチームでの検討作業，プロジェクト実施，ふりかえり，展開検討を一連の実践者育成プログラムとする。



[今後の取り組み]

- ・ 学生を中心に取り組みをはじめ，子育て世代，高齢者，商店街等とタッグを組みながらプロジェクトの企画・立案・実施を通して，公共交通利用促進の機運を醸成する。
- ・ プロジェクトを継続することで，意識が高まった市民が活動の新たな担い手となり，市民全体へ広がることを目指す。

